



# 届け出・証明

## 届け出

問>市民課 ☎893-4411 (内線108・109)

戸籍の届け出、住所の異動等に関する届け出は、届け出た日から法律上の効力が発生するものもありますので、速やかに届け出をしてください。

### 戸籍の届け出

- 戸籍の届け出に関しては必要書類、届出期間等が定められています。
- 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届の各届け出の際には、身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)の提示をお願いします。

| 届 出 出 | 届 出 期 間             | 届 出 人       | 届 出 先                                                                                      | 届 出 に 必 要 な も の                                                                                                |
|-------|---------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出生届   | 生れた日を含めて14日以内       | 父・母         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●父母の本籍地</li> <li>●届出人の所在地</li> <li>●出生地</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●出生証明書</li> <li>●親子健康手帳(母子手帳)</li> </ul>                                |
| 婚姻届   | —                   | 夫妻になる人      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●夫妻の本籍地</li> <li>●夫妻の所在地</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)</li> <li>●証人(成人)二人の署名</li> <li>●未成年者は父母の同意書</li> </ul> |
| 転籍届   | —                   | 戸籍の筆頭者及び配偶者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の本籍地</li> <li>●新本籍地</li> <li>●所在地</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)</li> </ul>                                             |
| 死亡届   | 死亡したことを知った日を含めて7日以内 | 親族や同居者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡者の本籍地</li> <li>●届出人の所在地</li> <li>●死亡地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡診断書又は死体検案書</li> </ul>                                                |

## 住民登録

### 届出人

本人または世帯主  
※届出人の本人確認ができるもの  
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど)が必要です

### 届出先

市民課 ☎893-4411 (内線108・109)

| 届 出 出                                | 届 出 期 間     | 届 出 に 必 要 な も の                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 転入届<br>(市外からの引っ越し)<br>国外からの転入(外国人の方) | 引っ越しから14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●転出証明書(前住所の市区町村で発行)</li> <li>●パスポートと戸籍謄本及び戸籍の附票(海外から転入された方)</li> <li>●国民健康保険証(すでに加入している世帯に追加で加入する方)</li> <li>●介護保険の受給資格証明書(介護サービスを受けている方)</li> <li>●国民年金手帳(国民年金に加入している方)</li> <li>●在学証明書・教科用図書給与証明書(世帯に小・中学生がいる方)</li> <li>●在留カード、特別永住者証明書(外国人の方)</li> </ul> <p>※入国の際、在留カードが交付されなかった方は後日在留カード交付する旨の記載(在留カード交付対象者のみ)のあるパスポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカードまたは通知カード</li> <li>●住民基本台帳カード(お持ちの方)</li> </ul> |
| 転出届<br>(市外への引っ越し)                    | 引っ越し前       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑登録証(登録された方)</li> <li>●国民健康保険証(加入している方)</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方)</li> <li>●介護保健被保険者証・資格者証(お持ちの方)</li> <li>●子ども医療費助成受給資格者証(お持ちの方)</li> </ul> <p>※国外へ転出する外国人の方は、再入国許可を得ている場合でも原則として転出の届け出が必要となります。<br/>国外へ転出される方で、マイナンバーカード、通知カードをお持ちの方は持参してください。</p>                                                                                                                                                                      |
| 転居届<br>(市内で引っ越し)                     | 引っ越しから14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険証(加入している方で、変更のあった世帯すべての分)</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方)</li> <li>●介護保険被保険者証・資格者証(お持ちの方)</li> <li>●子ども医療費助成受給資格証(お持ちの方)</li> <li>●在学証明書(世帯に小・中学生がいる方)</li> <li>●在留カード、特別永住者証明書(外国人の方)</li> <li>●マイナンバーカードまたは通知カード</li> <li>●住民基本台帳カード(お持ちの方)</li> </ul>                                                                                                                                                                   |
| 世帯変更届<br>(世帯主変更など)                   | 変更日から14日以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険証(加入している方で、変更のあった世帯すべての分)</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方)</li> <li>●介護保険被保険者証・資格者証(お持ちの方)</li> <li>●子ども医療費助成受給資格者証(お持ちの方)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

※状況に応じて、追加資料が必要な場合もございます。

### ※ご注意ください！※

外国人住民が国内で住所を変更する際に、必要書類【在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれか、転出証明書(他市町村からの転入の場合)等】がそろっていない場合、住所変更を適切に行うことができません。  
住所変更が適切に行わなければ、在留資格の取り消し(中长期在留者)や罰則の対象となることがありますのでご注意ください。



## 印鑑登録

### ● 印鑑の登録

問>市民課 ☎ 893-4411 (内線108・109・472)

次の方は印鑑登録ができます。本人が登録する印鑑を持って申請してください。

▶対象…満15歳以上で住民登録している方。1人につき1個の印鑑を登録できます(成年被後見人はできません)

※次の印鑑は印鑑登録ができません

- 同じ世帯の人が登録印としていたもの。
- 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名または氏と名の一部を組み合わせた文字で表していないもの。氏の後ろや名の後ろを組み合わせたもの。
- ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの。
- 印影の大きさが一辺8ミリの正方形に収まるもの、または一辺25ミリの正方形に収まらないもの。
- 印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの。
- 職業、資格、住所、生年月日、屋号、模様を加えたもの。
- 印面が平らでないもの、または印面が破損または摩耗しているもの。
- 輪郭がないもの、または輪郭が欠けているもの。
- その他、登録に適当でないもの。

◎登録に必要なもの

- 登録する印鑑
- 官公署発行の顔写真付き身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

※官公署発行の顔写真付き身分証明書の提示がない場合、原則、即時登録はできません。

◎保証人登録

官公署発行の顔写真付き身分証明書がない場合でも、宜野湾市で印鑑登録している方が保証人となり、申請者が本人であることを証明した場合、即時登録することができます。

保証人となる方は、申請者の印鑑登録申請書に保証人の登録印の押印と、住所、氏名等を記入する必要があります。

◎代理人登録

病気等によりやむを得ず代理人に依頼するときは、印影および印鑑登録申請を委任する旨が記載された「代理権授与通知書」が必要になります。代理人による申請の場合、本人の意思確認を行うため、照会書を送付することから、即時登録はできません。

◎印鑑登録証

印鑑が登録されると、その証書として印鑑登録証が交付されます。これは、印鑑登録証明書の申請等で必要となりますので、登録印と同様に大切に保管してください。

※印鑑登録証や登録印を紛失した場合は、手続きが必要です。印鑑登録の廃止申請及び必要に応じ新規登録を行ってください。

◎登録印鑑の変更

登録した印鑑を変更する場合は、改印の手続きが必要です。手続方法は、新規登録と同様な手続きとなります。(改印前の印鑑登録証もご持参ください。)

◎印鑑登録の抹消

- 次の場合、申請された印鑑登録は抹消されます。
- 印鑑登録の廃止申請があったとき。
- 市外へ住所を移すなど、住民票が消除されたとき。
- 成年被後見人となったとき。
- 氏または名を変更し、登録された印影と変更が生じたとき。



## 各種証明

### ● 各種証明書

問>市民課 ☎ 893-4411 (内線108・109・472)

窓口に来る方の本人確認の為、運転免許証やパスポート等の身分証をご持参ください。(印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証を必ずご持参ください。)

| 区分             | 手数料                                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------|
| 住民票の写し(世帯全員)   | ※1世帯5枚まで<br>1件 300円/<br>6~10枚 1件 600円/<br>11枚~ 1件 900円 |
| 住民票の写し(世帯一部)   | ※1件 300円                                               |
| 住民票記載事項証明      | 1件 300円                                                |
| 住民票除票          | 1件 300円                                                |
| 戸籍謄抄本          | 1件 450円                                                |
| 除籍謄抄本          | 1件 750円                                                |
| 原戸籍謄抄本         | 1件 750円                                                |
| 戸籍の附票(謄本・抄本)   | 1件 300円                                                |
| 戸籍記載事項証明       | 1件 350円                                                |
| 戸籍届出受理証明       | 1件 350円                                                |
| 戸籍届出受理証明(上質紙)  | 1件 1,400円                                              |
| 身分証明           | 1件 300円                                                |
| 行政証明(その他証明)    | 1件 300円                                                |
| 印鑑登録証明書        | ※1件 300円                                               |
| 広域交付住民票(謄本・抄本) | 1件 300円                                                |

※印の証明書は、証明書自動交付機による交付にあっては1件200円

### ● 証明書自動交付機のご案内

問>市民課 ☎ 893-4411 (内線108・109・472)

◎証明書自動交付機とは

窓口で申請書を記入することなく、市民カードを入れて画面の指示に従い操作するだけで、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」等を取得することができるものです。

◎証明書自動交付機を利用するためには

証明書自動交付機を利用するためには、本庁市民課にて「市民カード(無料)」の交付を申請し、暗証番号(4桁)の登録が必要になります。

◎証明書自動交付機で発行できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、軽自動車税納税証明書(車検用)、固定資産評価証明書等  
※自動交付機で交付する住民票の写しは、本人又は本人と同一世帯で、現在住民登録をしている方のみ記載されます。

※除票(転出された方や死亡された方の住民票)は発行できません。また、住民票コード・マイナンバー(個人番号)も記載できません。

※最新の情報のみ記載されます。住所の履歴等の記載が必要な場合、市民課窓口にて手続きください。

### ● 証明書自動交付機の利用時間等

証明書自動交付機は、市内に3台設置しており、設置場所によって利用時間等が異なります。

【宜野湾市役所 1階ロビー】

▶住所…宜野湾市野島1-1-1

▶利用時間…平日(8:30~19:00)

休日(8:30~17:00)

※年末年始(12月29日~1月3日)は利用できません。

【宜野湾市民図書館】

▶住所…宜野湾市我如古3-4-10

▶利用時間…水・木・金・土・日曜日(10:00~19:00)

月曜日(10:00~17:00)

※火曜日、祝日、毎月第4木曜日、年末年始、その他規則に定める日は休館日となり、証明書自動交付機も利用できません。

【宜野湾市立博物館】

▶住所…宜野湾市真志喜1-25-1

▶利用時間…月・水・木・金・土・日曜日(9:00~17:00)

※火曜日、祝日、年末年始、その他規則に定める日は休館日となり、証明書自動交付機も利用できません。

◎証明書自動交付機のサービス終了について

証明書コンビニ交付サービスの導入に伴い、平成31年3月をもって、証明書自動交付機による証明書交付サービスを終了致します。

### ● 証明書コンビニ交付サービス(予定)

平成30年(西暦2018年)1月頃より、全国のコンビニエンスストア等で住民票、印鑑登録証明書、戸籍(全部・個人事項証明書)、附票、所得課税証明書が取得できる「証明書コンビニ交付サービス」を開始する予定です。ご利用にあたっては、「マイナンバーカード(利用者用電子証明書入り)」が必要になります。

### ● 臨時運行許可証(仮ナンバー)

問>市民課 ☎ 893-4411 (内線123)

登録されていない自動車や自動車検査証の有効期限を過ぎている自動車等を運行させる申請があった場合に、道路運送車両法に定められた場合に限って最小限度の運行許可をするものです。

許可の対象は、登録や車検のために車検場や陸運事務所へ運行する場合や盗難にあったナンバープレートの再交付を受けるため陸運事務所へ運行する場合です。

◎許可申請に必要なもの

- ①自動車検査証
  - ②自動車損害賠償責任保険証明書
  - ③申請人の住所を確認できる身分証明書(運転免許証等)
- ※廃棄、抹消、検査・登録を受ける目的ではない車検切れの車両移動に対しての運行許可(仮ナンバー)の貸し出しはできません。

## ● 特別永住者証明書

入管特例法の改正により、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。

特別永住者証明書の申請、記載事項の変更、交付は、市民課で行っています。

次の届け出・申請をおこなう際には旅券、写真1枚（規格あり）、特別永住者証明書（外国人登録証明書）及び変更内容がわかる書類等を持参してください。

### 氏名、国籍・地域等の変更届け出

変更が生じたときは、14日以内に届け出てください。

### 特別永住者証明書の有効期間の更新申請

16歳未満の方→16歳の誕生日の6カ月前から16歳の誕生日まで

16歳以上の方→有効期間の2カ月前から有効期間が満了する日まで

### 特別永住者証明書の再交付申請

紛失、盗難、滅失による再交付申請の際は、警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行されるり災証明書等の疎明資料も持参してください。

### 外国人登録証明書から特別永住者証明書への切り替え

現在お持ちの「外国人登録証明書」は一定期間「特別永住者証明書」とみなされます。（みなされる期間の日までには特別永住者証明書の切り替え手続きを行ってください）  
※外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間（年齢や外国人登録証明書に載っている次回確認（平成24年7月9日に切替）申請期間の始期によって異なります）は、以下のとおりです。

| 16歳未満の方 | 16歳の誕生日まで                |
|---------|--------------------------|
| それ以外の方  | 次回確認（切替）申請期間の始期とされた誕生日まで |

※特別永住者証明書の氏名は、アルファベットで表記されますが、漢字（正字）を併記することもできます。「通称名」は記載されません。

## ● マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・受取り

問>市民課 ☎ 893-4411（内線184・544）

### 申請方法

平成27年10月以降、住民票の住所地（平成27年10月5日時点）に郵送された通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書を使用します（ただし、転居等により個人番号カード交付申請書の記載内容に変更があった場合、その申請書は使用できません。市役所市民課窓口で新しい申請書をお受け取りください）。

### ● 郵送による申請方法

申請書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ返信用封筒へ封入し、ポストへ投函してください。

### ● スマートフォンによる申請方法

申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力の上、顔写真データを添付し送信してください。

### ● お受け取り

マイナンバーカードの準備が整い次第、順次「個人番号カード交付通知書（はがき）」が送付されます。はがきの記載内容をご確認のうえ、下記「お受け取りに必要なもの」を持参し、市民課窓口へお越しください。

#### ● お受け取りに必要なもの

- 個人番号カード交付通知書（はがき）
  - 本人確認書類（運転免許証等）
  - 通知カード
  - 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ※お受け取りは必ずご本人がお越しください。  
※15歳未満の方や成年被見人の方がマイナンバーカードを受け取る場合、法定代理人（親権者や成年後見人）が同行する必要があります。  
同行する法定代理人の方は、本人確認書類と代理権を確認できる書類（戸籍や登記事項証明書など）をご持参ください。

### 交付手数料

初回は無料ですが、再交付の場合は1,000円の手数料（電子証明書が不要の方は800円）が必要です。

### その他

- マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行から10回目の誕生日、20歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日までです。  
住民基本台帳カードの新規発行は平成27年12月をもって、終了しております。

## ● 旅券発給（パスポートの申請、受け取り）

問>市民課 ☎ 893-4411（内線311・313）

宜野湾市役所市民課窓口にてパスポートの申請、受け取りができます。

申 請 8:30~16:00  
受け取り 8:30~17:00  
※12:00~13:00までを除く

#### ● 申請できる方

住民票（住所）が宜野湾市にある方または勤務先若しくは通学先が宜野湾市の方（要証明）

#### ● 申請に必要な書類

- ① 一般旅券発給申請書（5年、10年）  
20歳未満の方は5年のみ。20歳以上の方は5年旅券か10年旅券を選べます。
- ② 戸籍（謄）抄本（発行日から6カ月以内）  
申請者本人のもの。未成年者、または同一戸籍内の複数名で申請する場合は謄本をお持ちください。  
※手続き内容によって、戸籍（謄）抄本を省略できる場合があります。

### ③ 写真

申請者本人のみで6カ月以内に撮影されたもの。  
縦4.5cm×横3.5cm縁なし、あごから頭上34mm、正面、上半身（肩より上）、無帽、無背景、カラーコンタクト不可。  
※写真は規格が厳しくなっており、規格に合わない場合は、取り直しになる事があります。  
（写真は各自でご持参ください。）

### ④ 本人確認書類の原本（コピー不可）

※代理で申請する場合は、申請者本人と代理人の本人確認書類も必要です。

### ⑤ 前回取得した旅券（パスポート）

有効期限内に旅券を切り換える場合は、現在有効な旅券の提出が必要です。  
※必要に応じ、事情説明等の書類提出をお願いする場合があります。事前にご連絡ください。  
※申請から受け取りまで約2週間かかります。手続きは余裕をもってお早めをお願いします。

## ● 税務課で受け付けする届け出

- 次の場合には届け出をしてください。
- 法人の事業の開始、変更、廃止等のとき（個人事業を除く）
- 住民税の納税義務者が賦課期日（その年の1月1日）以降にお亡くなりになられた場合は、税務課へ相続人代表者指定届書の提出をお願いします。

### 税務関係証明書

問>税務課 ☎ 893-4411（内線221~223）  
納税課 ☎ 893-4411（内線255~257）

| 区分              |       | 手数料    | 請求窓口 |
|-----------------|-------|--------|------|
| 所得関係            |       |        | 税務課  |
| 所得課税証明          | 1件につき | 300円   |      |
| 扶養証明            |       | 300円   |      |
| 営業証明            |       | 300円   |      |
| その他所得関係証明       |       | 300円   |      |
| 資産関係（物件5件以内1枚）  |       |        | 税務課  |
| 資産証明            | 1件につき | 300円   |      |
| 評価証明            |       | 300円   |      |
| 公課証明            |       | 300円   |      |
| 無資産証明           |       | 300円   |      |
| 住宅家屋証明          |       | 1,300円 | 納税課  |
| その他資産関係証明       |       | 300円   |      |
| 納税関係            |       |        |      |
| 納税証明            | 1件につき | 300円   | 納税課  |
| 滞納のない証明（完納証明）   |       | 300円   |      |
| 車検用納税証明書（軽自動車税） |       | 無料     |      |

※各種税務証明の請求について  
（納税義務者等の情報を保護するために、証明請求者の本人確認を行っております。）

#### ① 納税者本人が請求する場合

納税義務者本人を確認できる書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、納税通知書等）

- ② 法律で規定された者が請求する場合（借地、借家人等）  
借地、借家人等法律で規定されたものであることの証明できる書類（賃貸契約書等）及び借地、借家人等の本人を確認できる書類
- ③ 代理人が請求する場合  
納税義務者からの委任状と代理人本人を確認できる書類（所得関係証明の請求については、納税義務者本人と生計を一にする配偶者及び親族は、納税義務者本人と同様に扱う）

### 固定資産に関する届け出

- ① 納税管理人の申告  
固定資産税を納める義務のある方が市外に転出するときは、本人にかわり納税をする納税管理人を設定する必要があります。
- ② 相続人代表者指定届  
固定資産税の納税義務者が死亡した場合には、相続人の中から納税される方を代表者として届け出てください。
- ③ 家屋所有者名義変更  
登記されていない家屋が、売買、贈与、相続等で所有者が変わったときには、届け出が必要です。
- ④ 家屋の滅失申告  
家屋を取り壊したときは申告が必要です。なお、登記されている家屋の場合には法務局への滅失登記の手続きも必要です。
- ⑤ 家屋の新築、増築申告  
家屋を新築、増築した場合には、法務局への登記申請が義務付けられています。なお、都合で登記が遅れる場合には、家屋申告書を提出してください。
- ⑥ 住宅用地の申告  
新たに住宅用地となった場合（地目変更等）には、住宅用地の特例（評価の1/6、1/3課税の特例）の対象になります。また、住宅の増改築、取り壊し等で土地の利用状況が変わったときにも申告してください。
- ⑦ 固定資産税の減免申請  
（宜野湾市固定資産税の減免取扱要綱）  
次の場合には、固定資産税の減免申請をすることができます。  
（ア）貧困減免…貧困により生活のための公私の扶助を受ける者の所有する固定資産  
（イ）公益減免…公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）  
（ウ）災害減免…市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産  
（エ）その他減免…公益上の事由により特に必要があると認められるもの

※各種届け出、申告の際には、必ず印鑑をお持ちください。また、届け出によっては、添付書類が必要ですので税務課に問い合わせてください。